

王子労基署からのお知らせ

(令和6年7月)



☑ 全国安全週間説明会を開催しました

王子労働基準監督署では、全国安全週間の取組の一環として、自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、令和6年6月5日(水)に一般産業向けの、また同月7日(金)には建設業向けの全国安全週間説明会を開催しました。

説明会では、全国安全週間実施要綱のほか、交通事故防止について王子警察署様、赤羽警察署様から、また一般産業向け説明会では中外製薬工業株式会社様から、建設業向け説明会ではアネス株式会社様から、それぞれ安全衛生管理活動について発表していただきました。

なお王子労働基準監督署では、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の促進を図ることを目的に、以下のとおり全国労働衛生週間説明会の開催を予定しています。

多くの事業場の皆様にご参加いただきますよう、ご案内いたします。



中外製薬工業(株)様ご発表の様子



アネス(株)様ご発表の様子

令和6年度全国労働衛生週間説明会

開催日時 令和6年9月10日(火)14:00~16:40

場 所 北とぴあ 3階つつじホール(北区王子1-11-1)

問合せ先 王子労働基準監督署 第2方面 (電話 03-6679-0186)

☑ 7月は「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の重点取組期間です

熱中症による重篤な災害を防ぐため、令和6年5月1日から9月30日までの期間において「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

WBGT値(暑さ指数)の把握と低減対策、余裕を持った作業計画の策定、緊急時の措置の確認などの予防対策が確実に実施できているかを確認しましょう。



「Cool work TOKYO」の
ロゴマーク

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

検索



発荷主・着荷主・元受け運送事業者の皆様へ ～STOP! 長時間の荷待ち～

【道路貨物運送業の実態】

・運輸業・郵便業においては月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合が12.5%以上となっています。

(総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成したデータ)

・道路貨物運送業の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が56件と2番目に多い総合工事業の約5倍となっています。(厚生労働省「令和3年度過労死等の労災補償状況」)

【社会インフラである「物流」の現状】

・担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります。

・国土交通省が行った貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為が疑われる荷主に対する「働きかけ」等の約半数を長時間の荷待ちが占めています。

【発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆様へのお願い】

・納品時間の指定を柔軟にする、パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮するなど、長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

・改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)を発注担当者に周知しましょう。

・事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう。

荷主・元請運送事業者の皆様へ



● 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。

● 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。

● トラック運送事業者とも相談し、**ぜひ前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



フリーランス・事業者間取引適正化等法が11月1日に施行されます

この法律は、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的とし、内容としては、発注事業者に対し、①の観点から、書面等による取引条件の明示、発注した物品を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で報酬支払期日を設定し、期日内に支払うことが定められています。加えて、1か月以上の業務委託の場合、受領拒否や受領後の返品、報酬の減額等の禁止が定められています。

また、②の観点から、募集情報の的確表示及びハラスメント対策に係る体制整備が定められています。加えて、6か月以上の業務委託の場合、育児や介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除・不更新の場合における30日前までの事前予告及びフリーランスから求めがあった場合の理由の開示についても義務として定められています。

【問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 働き方・休み方担当 03-6867-0211

問 合 先: 王子労働基準監督署
方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226